

第14回

千葉都市計画事業 東幕張土地区画整理

審議会議事録

1. 日 時 平成21年11月26日(木) 午後2時00分～午後2時50分

2. 場 所 東幕張土地区画整理事務所 会議室

3. 出席者 (委員) 会 長 宮葉商事株式会社
代表取締役 宮葉 繁夫
職務代理者 菅 谷 和 夫
委員(仮議長) 入 江 昭 彦
委 員 伊勢谷 久太
委 員 森 本 幸 雄
委 員 村 藤 勇
委 員 鈴 木 信 廣
委 員 加 藤 和 代
委 員 府 馬 富 次

(事務局) 都 市 部 長 小 森 重 明
所 長 御 代 川 憲 一
補 佐 福 永 義 和
補 償 係 長 城 之 内 行 雄
換 地 工 務 係 長 櫻 井 秀 一
副 主 査 高 塚 忠 和

4. 議題 報告事項1 仮換地指定の軽微な変更について

5. 議事の概要

報告事項1 仮換地指定の軽微な変更については、報告を受けた。

6. 会議経過

<p>司 会</p>	<p>定刻となりました。ただ今より「東幕張土地区画整理審議会」を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、当審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>私、本日の司会進行をさせていただきます所長補佐の福永でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは始めに、皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきますと思います。まず、審議会次第、審議委員名簿、審議会委員の役割及び運営要綱、それから報告事項、議案という形でお配りしております。中身につきましては、仮換地指定の軽微な変更についてになりますが、揃っておりますでしょうか。</p> <p>この審議会ですけれども、先月10月に審議会委員の改選がありましたので、本日は改選後初めての審議会ということでございます。御代川所長から、審議会委員になられた方々のご紹介、並びに職員の紹介をさせていただきますと思います。それでは所長お願いします。</p>
<p>所 長</p>	<p>御代川でございます。本日はお忙しい中、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。これから5年間、委員の皆様には何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>早速ではございますが、先に行われました審議会委員選挙の報告及び審議会委員の方々の紹介、並びに職員の紹介をさせていただきます。</p> <p><審議会委員選挙結果報告（別紙1）、審議会委員の紹介（別紙2）、職員の紹介（別紙3）を朗読></p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>司 会</p>	<p>続きまして、施行者を代表いたしまして、都市部長の小森よりご挨拶をさせていただきます。</p>
<p>部 長</p>	<p>小森でございます。本日は、わざわざお忙しい中、東幕張土地区画整理審議会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>当審議会、先ほどありましたが、今日改選されたということで、地区の定数が10名、権利者さんから8名、学識さん、市長選任ということで2名、ということで10名で、今後、引き続きご協力願いたいと思っております。</p> <p>東幕張事業につきましては、今年の3月、幕張町弁天町線という都市計画道路が開通しまして、区役所へも行けるようになったということで、非常にこの地区の利便性は高まったのかなと思っております。この地域には、まだ事業をやらなければいけないところがたくさんございます。特に、幕張町弁天町線から幕張駅へ向かう都市計画道路、及び駅前広場の整備、これを目標にして、そ</p>

	<p>れ以外にも、みなさま同じ換地に移転していくという工事等々ありますので、それを一体的にやっていくことが肝要かとおもいますので、そういった事業、特に駅に向かっていく事業を主体的に進めながらということになりますが、それに向けて整備といいますか、事業の拡大をしていかなければいけないのかなと思っております。</p> <p>また、皆さんご承知のとおり、この6月の市長選で市長が変わったということと、それからその新しい市長さんが、先日いわゆる脱・財政危機宣言を出しました。そういう意味では、千葉市の公共投資、河川を含め下水道、道路をいろいろな分野を作る事業費等々の見直しをかなりやっていて、新聞にも出ておりました44事業の見直しをやっていて、そのうち15事業を廃止あるいは延進とかということで、かなり厳しく精査されているという状況でございます。今のところ、区画整理事業につきましては、皆さんの生活に密着しているということで、それについてのブレはないという状況です。少なくとも前年度並み、最低でもその予算の確保は考えているのかなと。ただし、あくまでも市の内部および財政の関係、それから2月3月の議会で最終的な結着がついてきますが、大体千葉市は、3地区の区画整理事業をやっておりますが、それぞれ事業については、何とか確保をしていこうという方向で動いております。東幕張地区については特に駅前の整備という、皆さんが使う道路事業を踏まえてやっていきたいと思っております。</p> <p>今日は、改選後初めての審議会ということで、会長、職務代理人の選出と、報告事項を行うということでよろしく申し上げます。</p> <p>最後になりますが審議委員のみなさまにおかれましては、より一層の理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。</p>
司 会	<p>つづきまして、東幕張土地区画整理事業の概要につきまして、換地工務係長の櫻井から説明させていただきます。</p> <p>今回の審議会から、映写機を使って目で見える形で用意しておりますので、合わせてご覧いただきたいと思っております。</p>
換地工務係長	<p>私の方からは、概要と現在の進捗状況をお話したいと思います。</p> <p><スライドに合わせて概要説明></p> <p>以上です。</p>
司 会	<p>それでは、審議会委員さんのご身分について地方公務員法の第3条第3項第3号に記載してあります。<地方公務員法第3条第3項第3号を朗読></p>
所 長	<p>それではこれから、審議会運営のため、審議会会長と職務代理者及び各委員の方々の議席を決めていくわけですが、新しい会長を選出するまでのあいだ、会議を進めていく上で、仮議長をどなたかにお願いしたいと思います。</p>

	いかがいたしましょうか。
委員	はい。
所長	では、入江さんお願いいたします。
司会	会長を決めるにあたりまして、土地区画整理法第61条第2項に会長は、委員のうちから委員が選挙するとの規定がございます。そのことについては、東幕張土地区画整理審議会議事運営要綱第3条第2項にも同様の規定がありますので、入江さんが仮議長でありますから、会長さんをみなさんの中からお決めいただくという役割をお願いしたいと思います。
仮議長	会長さんを決めるにあたり、みなさんのご意見があればお願いいたします。いかがでしょうか。
委員	今までやった方以外の方が良いのではないか。
委員	話し合いでも良いのではないですか。
仮議長	それ以外に何かございませんか。
委員	できましたらベテランの方をお願いしたいと思います。
仮議長	では、お尋ねします。私がやっても良いと言う方はいらっしゃいますか。
委員	はい。誰もやらなければ、私がやらせていただきます。
仮議長	いろいろなことを推進してくれているので、会長は宮葉さんをお願いしたいのですが、みなさんいかがでしょうか。
委員	異議なし。
仮議長	では、これで決めさせていただきます。 宮葉さん、また御苦勞様ですが、陳情等やることを頭に入れて進めてください。では、以上をもって決めたいと思います。
司会	では、入江さんありがとうございました。 それでは、会長さんは宮葉さんということでございますので、宮葉さんは会長席の方へお進みください。 それでは、最初会長の方から、職務代理者の選出と各委員さんの議席を決めていただきたいと思います。職務代理者については、会長さんにお決めいただいて、議席の決定については、事務局の方でくじ引きという形で準備しております。職務代理者をとりあえず決めてください。
会長	会長をやらせていただきます宮葉です。皆さんにはご協力をしていただきたいと思います。5年間よろしく申し上げます。 それでは、職務代理者の選出及び議席を決めさせていただきます。これは、どのように決めたら良いでしょうか。

所 長	この中では互選という、互いに話し合っていたかとっております。
会 長	前回まで村藤さんがやってましたが、村藤さんどうでしょうか。
委 員	ご辞退申し上げます。できれば、飯塚さんを推薦いたします。
会 長	他に推薦はいませんか。
委 員	会長が指名をしたらどうでしょうか。
会 長	2つの意見がありますので、多数決で決めたいと思います。 私の指名でよろしいでしょうか。
委 員	お願いします。【一任の声】
会 長	では、菅谷さんが長年やっていて、そういう関係に詳しい方だと思うので、菅谷さんを指名したいと思います。いかがでしょうか。
委 員	【拍手をもって決定】
会 長	では、職務代理者を菅谷さんをお願いしたいと思います。菅谷さんよろしく お願いいたします。
職務代理者	よろしくお願いいたします。
会 長	くじにより、議席の決定ということで、議席を決めさせていただきます。所 長お願いいたします。
所 長	【くじにより議席決定】
司 会	御苦勞様でした。これで議席の確定が終わって、会長、職務代理者が決定し ました。 それでは、早速ではございますが、審議会を代表して会長の宮葉さんからご 挨拶をお願い致します。
会 長	宮葉です。先ほど会長に指名して頂きましてどうもありがとうございます。 この審議会も11年目を迎えて、新たに土地の権利者8名、内、借地権 者1名、学識経験者2名、計10名で5年間やっていこうとよろしくお願いい たします。また、今まで10年間、男性ばかりだったのですけれども、紅一 点、学識経験者を千葉市長の方で指名していただきましたので、明るい審議会 になりましたのでよろしくお願いいたします。 まず、先ほど、千葉市の公共事業をカットするということで、陳情等やれば いい話がありましたけれども、前回、副市長のところへ行ってきました。 また今度本予算がありますので、次年度の本予算の前にもう一度、要望書を推 進協議会でもって行きたいと思えます。なにしろ国も県も市もお金がないとい うことで、公共事業もカットされていますので、少しでも多くの予算を取るよ う、推進協議会が努力していきたいと思えます。この審議会ではあまり関係あ りませんが、審議会においては、先ほど言いましたけれども、千葉市長か ら注文されたものを審議して答申していくことが、われわれの役割だと思っ

	<p>おりますので、それについて皆様には、速やかな審議をしていただきたいということをお願いしまして、私も5年間、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>それでは審議会の次第に沿いまして、千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会議事運営要綱がお配りしてありますが、3名代わっておりますので、掻い摘んでご説明させていただきます。会議の招集ですけれど、第2条というところに審議会については市長が招集させていただきますということが書いてあります。同じく第2条第2項で、審議会を招集するには少なくとも会議を開く日の5日前までにみなさまへお知らせをしていきますということです。それから審議会の会長についてということで、第3条の第2項に会長は委員の中から委員が選挙するというので、これは今、選挙しております。もう一つ、委員の議席ということで、第5条第1項にありますけれども、委員の議席は、抽選により定めるものとする。ということで只今、抽選において皆様の議席が確定したということでありまして。続きまして発言ということですが、第9条にありますけれども、委員が発言するときは、会長の許可を受けて発言していただくということになります。議事の整理ということで、第11条に会長は会議の開会を宣言をし、会議の順序を定め、議事を整理する。採決の宣言ということで、第12条、会長は採決をしようとするときは、その旨を宣言する。採決につきましては、第13条、議案の採決は、原則として挙手により決する。ということです。議事録ということで第14条、審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、出席者2名以上とともに署名押印する。となっております。従いまして、今回の一番最初の議事録署名につきまして、会長を始めとして、菅谷職務代理者と、入江さんに署名人をお願いしようと考えております。</p> <p>それでは、宮葉会長の方から、第14回千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会の定足数の確認と開会宣言並びに、議事進行につきましてお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、土地区画整理法第62条第3項及び千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会議事運営要綱第6条に審議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによる。と規定されておりますので、定足数の確認をさせていただきます。本日の出席委員は、10名中9名ですので、本審議会は成立しております。続きましては、議事録署名人につきましては、私の方から指名させていただきます。議事録署名人は、議席順に菅谷さん、入江さん両名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>

	<p>これより、第14回東幕張土地区画整理審議会を開催いたします。</p> <p>早速ですけど、議事に入らせていただきます。</p> <p>議題であります報告事項1 仮換地の指定の軽微な変更について、事務局より説明をお願いします。</p>
所 長	<p><報告事項1 朗読></p> <p>なお、詳細につきましては、担当係長より報告させていただきます。</p>
換地工務係長	<報告事項1 について説明>
補 佐	<p>ちょっと補足させていただきます。今回のこの軽微な変更については、やった工事について他の周りの人に影響を与えないということが大前提にありますので、施行者の方で、軽微な変更ということで仮換地の指定を変更させていただいて、ご報告差し上げるという意味です。</p>
換地工務係長	<p><報告事項1 について説明></p> <p>以上報告終わります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>軽微な変更ということで説明がありましたが、何か質問はありますか。</p>
委 員	<p>最初のところですが、変更前と変更後の面積が違うのですけれど、これは計算上ですか。</p>
所 長	<p>整数以下の処理の方法なのですけれど、平方メートル単位で直しております。従いまして、例えば、3-9、3-21これが448.5とか、214.5とか切り捨ててますので、数字的には整合が取れないという形になります。</p>
部 長	<p>登記簿謄本では、宅地の場合は、小数第2位まで付けるということになっております。畑、山林等においては、小数点以下は付けないと合わせてありますので、この場合は畑でございますので、小数点以下は付けてません。先ほど所長が言ったとおり、小数点以下が実数があると、それを足せば、従前の663平米の数字になるということです。以上です。</p>
会 長	よろしいですか。
委 員	はい。
会 長	他に何かございますか。
委 員	軽微な変更は審議会で報告はしなくても良くなったのではないか。
補 佐	<p>軽微な変更という形にさせていただいて、先に施行者の方で従前地の分筆が出た場合は仮換地の指定をさせていただいて、後ほど今回と同じようにご報告をさせていただくということで、審議会の了承を得ています。</p>
会 長	<p>わかりました。ということで、他になにかありませんか。</p> <p>大変ありがとうございました。以上で閉めさせていただきます。</p> <p>事務局の方で報告書の作成をして署名人の方に署名をもらってください。</p>

午後2時50分 閉会

上記の議事は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

会 長 _____ 印

署名人 _____ 印

署名人 _____ 印

問い合わせ先 千葉市都市局都市部東幕張土地区画整理事務所

TEL 043 (276) 0456

FAX 043 (276) 1977